

## 第8回 鳥取市市民自治推進委員会

日時 平成29年2月28日(火) 10:00~12:00

場所 人権交流プラザ 2階 教養室

### — 次 第 —

#### 1 開 会

0

#### 2 あいさつ

#### 3 議 事

##### (1) 自治基本条例の見直しについての審議

【資料1】自治基本条例見直し検討ワークシート（H29.2.12 最新版）

【参考資料】課題の共有（市各課の意見） …第5回資料2-3

【参考資料】自治基本条例施行後の主な取り組みについて …第1回資料3-3

##### (2) 平成28年度 参画と協働のまちづくりの推進に関する意見書について

【資料2】活動報告書 ご意見記入表

【資料2-2】平成26年度 参画と協働のまちづくりの推進に関する意見書

【資料2-3】平成27年度 鳥取市市民自治推進委員会 活動報告書

#### 4 その他

次回日程について

平成29年3月17日(金) 午後2時~4時

人権交流プラザ 2回 教養室

#### 5 閉 会

# 自治基本条例 見直し検討ワークシート

資料1

- 前文
- 第1章 総則（第1条―第3条）
- 第2章 自治の基本理念（第4条）
- 第3章 自治の基本原則（第5条・第6条）
- 第4章 自治を担う主体の責務等
  - 第1節 市民（第7条・第8条）
  - 第2節 議会（第9条・第10条）
  - 第3節 市長及び市の職員（第11条・第12条）
- 第5章 コミュニティ（第13条）
- 第6章 市政運営（第14条―第23条）
- 第7章 危機管理（第24条）
- 第8章 市民意思の表明及び尊重（第25条―第27条）
- 第9章 国及び自治体等との連携及び協力（第28条）
- 第10章 市民自治推進委員会（第29条）
- 第11章 条例の見直し（第30条）
- 附則

章、条の見出し	条文	市民自治推進委員会意見	見直しの 要否	市内部からの課題
前文	<p>鳥取市は、唱歌「故郷(ふるさと)」の情景をほうふつとさせる緑豊かな自然、千代川の清流や鳥取砂丘を代表とする美しい景観に恵まれています。</p> <p>その中で先人たちは、山の幸、海の幸など自然からの豊かな恵みを受けながら古代より因幡の国の歴史や多彩な伝統文化をはぐくんできました。</p> <p>そして、幾たびかの自然災害にも英知と不屈の精神を持って乗り越えて、今日まで生活を営んできました。</p> <p>私たちは、先人から受け継いだ幾多のかけがえない財産に感謝しながら、将来を担う子どもたちが夢と希望を持って健やかに成長し、心豊かに暮らせるまちをつくり、次世代に引き継いでいかなければなりません。</p> <p>そのためには、今地域が抱える課題について、私たち一人ひとりが自ら考え、互いに助け合い、責任を持って行動する取組が必要です。</p> <p>このような認識のもと、私たちは、鳥取市民としての誇りを持ち、自らも自治の主体であることを自覚し、コミュニティを守り育てながら、協働して地域の課題解決に向けて努力する決意をしました。</p> <p>ここに、私たちは、自治の基本理念を確立し、個人の尊厳と自由が尊重され、豊かな地域社会を創造するため、この条例を制定します。</p>			

章、条の見出し	条文	市民自治推進委員会意見	見直しの 要否	市内部からの課題
第1章 総則				
(目的)	<p>第1条 この条例は、本市の自治の基本理念を明らかにするとともに、市民及び市について、その権利、役割及び責務を定め、参画と協働のまちづくりを推進することにより、もって将来に向けて豊かな地域社会の創造に資することを目的とします。</p>			
(定義)	<p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。</p> <p>(1) 市民 市内に在住する人、市内で働き、若しくは学ぶ人又は市内において事業若しくは活動を行う団体をいいます。</p> <p>(2) 執行機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。</p> <p>(3) 市 議会及び執行機関をいいます。</p> <p>(4) 参画 市民としてまちづくりの企画の立案から実施、評価までの各過程に主体的に参加し、意思決定に関わることをいいます。</p> <p>(5) 協働 市民及び市がそれぞれの役割と責任を自覚し、互いの主体性を尊重しながら、対等の立場で協力し合うことをいいます。</p> <p>(6) コミュニティ 地域又は共同体意識を基盤としたつながりのもとで自主的に形成された組織であって、公益性を有する活動を行うものをいいます。</p>	<p>「まちづくり」の言葉の定義がない。 → 学識経験者に意見を伺いたい。</p>		<p>市民の定義における法人の立ち位置がよく分からない。「団体」に含むのか。 団体といえば、第7条の「人として」尊重され、がともにかかることになり、少々気になる。 → 基本的に「団体」には「法人」を含むので、修正の必要はないと思う。現行どおりでよい。</p>
(条例の位置づけ)	<p>第3条 この条例は、本市の自治の基本となる規範であり、市は、他の条例等の制定、改廃及び運用に当たっては、この条例の趣旨を尊重します。</p> <p>2 市民及び市は、この条例に定められた権利、役割及び責務を最大限に尊重します。</p>			
第2章 自治の基本理念				
	<p>第4条 市民及び市が自治の主体であることを基本とします。</p> <p>2 市民及び市は、たゆみない努力により、自治を維持します。</p>			

章、条の見出し	条文	市民自治推進委員会意見	見直しの 要否	市内部からの課題
第3章 自治の基本原則				
(参画及び協働の原則)	<p>第5条 市民及び市は、自治の基本理念に基づき、相互理解と信頼関係のもとに、参画と協働のまちづくりを推進します。</p> <p>2 市は、市民の自主的なまちづくり活動を促進するとともに、市政に関し、参画及び協働の機会を保障します。</p> <p>3 市は、市民が参画及び協働しないことによって、不利益を受けることがないように配慮します。</p>			<p>第14条の表現とのバランスがとれていないのでは(第14条に記載)。</p>
(情報共有の原則)	<p>第6条 市民及び市は、それぞれが保有する参画と協働のまちづくりに関する情報を積極的に共有します。</p>			
第4章 自治を担う主体の責務等				
第1節 市民				
(市民の権利)	<p>第7条 市民は、人として尊重され、自由と平等の立場で、次に掲げる権利を有します。</p> <p>(1) まちづくりに参画し、協働すること。</p> <p>(2) 市が保有する情報を知ること。</p> <p>(3) 行政サービスを受けること。</p>			<p>(2条についての意見)</p> <p>市民の定義における法人の立ち位置がよく分からない。「団体」に含むのか。団体といえば、第7条の「人として」尊重され、がともにかかることになり、少々気になる。</p> <p>→ 「人」は「法人」は含むが、法人ではない団体を含まないのが通常である。「人または団体」などの文言にしておかなければ、法人でない団体が漏れる可能性がある。</p> <p>→ 団体を尊重という表現は違和感があるので、「人として」を削除してはどうか。</p>
(市民の責務)	<p>第8条 市民は、自らも自治の主体であることを自覚し、次に掲げる責務を負います。</p> <p>(1) まちづくりに参画し、協働するに当たり、自らの発言及び行動に責任を持つよう努めること。</p> <p>(2) 行政サービスに伴う負担を分任すること。</p>			<p>一つの事例として、民地(宅地、農地等)と官地(道路、水路等)の管理(除雪、草刈、ゴミ清掃など)について、特に境界にあっては官地には一切関わらず、むしろ官地から少しでも民地へ入り込むもの(草やゴミなど)があれば苦情となるケースが増えつつある。古い時代は、民地に面する官地は簡単作業であれば住民が管理していた。</p> <p>したがって、地域住民間及び地域住民と行政間において、共に助けあう地域社会を目指すため、「自助、共助、公助」について実践することを強調してほしい。</p>

章、条の見出し	条文	市民自治推進委員会意見	見直しの 要否	市内部からの課題
第2節 議会				
(議会の役割及び責務)	<p>第9条 議会は、市の重要事項の意思決定、市政の監視、政策の立案及び市政への提言を行います。</p> <p>2 議会は、市民の意向が市政に反映されるよう、十分な審議を行うとともに、政策形成機能の充実のため、積極的に調査研究に努めます。</p> <p>3 議会は、市民に対し、議会活動に関する情報を提供し、透明性が高く、開かれた運営に努めます。</p>			
(議員の責務)	<p>第10条 議員は、市民の負託にこたえ、議会の責務を果たすため、全市的な視点に立ち、的確な判断を行うことができるよう、自己研さんに努めます。</p>			
第3節 市長及び市の職員				
(市長の役割及び責務)	<p>第11条 市長は、市民の負託にこたえ、市を代表し、公正かつ誠実な市政の執行に努めます。</p> <p>2 市長は、市の職員(以下「職員」といいます。)を適切に指揮監督し、効率的な市政運営に努めます。</p> <p>3 市長は、市政の課題に的確に対応できる知識及び能力を持った人材の育成を図ります。</p> <p>4 市長は、執行機関相互の連携及び調整を図り、総合的な行政サービスの提供に努めます。</p>			<p>第3項の人材育成とは一般市民、職員、又は双方のことか。</p> <p>鳥取市の条例ではあるが、中核市や連携中枢都市を目指しているという観点から、市の責務に「鳥取県(山陰)東部圏域を牽引する役割を担う」内容を記載してはどうか。</p> <p>本条項が適正か、または第14条または第28条あたりでもよいかもしれない。(中核市移行はH30なので、次回見直し時でもよい。)</p>
(職員の責務)	<p>第12条 職員は、市民の負託にこたえ、法令等を遵守し、公正、誠実かつ能率的な職務の遂行に努めます。</p> <p>2 職員は、職務の遂行に必要な知識及び技能の向上に努めます。</p> <p>3 職員は、協働の視点に立ち、市民との信頼関係を築くよう努めます。</p>			

章、条の見出し	条文	市民自治推進委員会意見	見直しの 要否	市内部からの課題
第5章 コミュニティ	<p>第13条 市民及び市は、コミュニティが自治に重要な役割を果たすことを認識し、コミュニティを守り育てます。</p> <p>2 市民は、コミュニティの活動への積極的な参加に努めます。</p> <p>3 コミュニティは、市民及び市と連携し、自らの活動の活性化に向けて取組を進めます。</p> <p>4 市長は、コミュニティの活動に財政的な支援その他必要な支援を行うよう努めます。</p> <p>5 市長は、地区公民館をコミュニティの活動の拠点施設と位置づけ、その充実及び強化に努めます。</p>	<p>条例改正の有無を別として、意見を交わす必要があると思う。その結果、市民に対してもう少し分かりやすく参画の方法が表現できるのではないかとということになれば、書き込むということではないか。</p> <p>この条例の中で、第3項だけが「コミュニティ」という人でもなく形のない抽象的なものが主語になっている。</p> <p>(事務局より) コミュニティ中心のまちづくりが進められる中で、「コミュニティ」について表現の仕方を議論していただく必要があるかと感じている。</p>		<p>これからの地域まちづくりの中心的な役割が期待されるまちづくり協議会について、なにがしかの位置づけが必要ではないか。</p> <p>”地区公民館＝コミュニティの活動の拠点施設”という部分がわかりにくい。 ”生涯学習”という言葉が入れば、少々つながりが分かりやすくなるかと思う。 そのため、例えば、どこかに、「市民は、生涯学習に努めるとともに、自らの知識や能力をまちづくりに還元するよう努めます。」と、「市は、市民の参画・協働を促進するため生涯学習の機会を提供し、自主自立的なまちづくり活動を支援しなければならない。」というようなことは入らないか？</p>
第6章 市政運営	<p>(市政運営の原則)</p> <p>第14条 市長は、市政運営に当たっては、市民の参画及び協働の機会の提供に努めるとともに、市民の意思を適切に反映することを基本とします。</p> <p>2 市長は、市政の透明性を高め、市政運営の方針を明確にし、その達成の状況について、公表します。</p> <p>3 市長は、総合的かつ計画的な市政運営を行うよう努めます。</p>			<p>第3章では、市民の参画及び協働の機会の保障と表現されており、少々温度差を感じる。</p> <p>→ 現行どおりでよい。</p>
<p>(総合計画)</p>	<p>第15条 市長は、総合的かつ計画的な市政運営を図るための計画(以下「総合計画」といいます。)を策定します。</p> <p>2 市長は、総合計画について、常に検討と見直しを行い、その結果及び達成状況を公表します。</p>			
<p>(財政運営)</p>	<p>第16条 市長は、総合計画に基づいた健全な財政運営を図り、財政状況を公表しなければなりません。</p> <p>2 市長は、予算編成過程において、市民からの意見を反映させるよう努めます。</p>			<p>しなければなりません→します させるよう→するよう</p> <p>→ 現行どおりでよい。</p>
<p>(組織)</p>	<p>第17条 市長は、社会情勢及び地域の課題に柔軟に対応できる機能的な組織を編成するとともに、常にその見直しに努めます。</p>			

章、条の見出し	条文	市民自治推進委員会意見	見直しの 要否	市内部からの課題
(情報の公開及び提供)	<p>第18条 市は、その保有するまちづくりに関する情報について、積極的に公開するとともに、わかりやすく提供しよう努めます。</p> <p>2 市は、市民からの情報公開の請求に対し、適切にこれに応じなければなりません。</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、情報公開に関し必要な事項は、別に定めます。</p>	<p>「市は、その保有する」の「その」の意味が不明。 → 法制係に確認する。</p> <p>あえて強調している。「自らが」、「独自に」といった意味合い。</p>		<p>積極的に公開→積極的に提供 いわゆる情報公開と情報の提供の理念が混在していないか。</p> <p>→ 現行どおりでよい。</p>
(個人情報の保護)	<p>第19条 市は、個人の権利及び利益が侵害されることのないよう、その保有する個人情報を適正に保護しなければなりません。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、個人情報の保護に関し必要な事項は、別に定めます。</p>			
(行政手続)	<p>第20条 市は、行政手続における公正の確保及び透明性の向上を図り、市民の権利及び利益の保護に努めます。</p> <p>2 市は、法令等に基づく不利益処分の基準及び申請に対する審査基準を定め、公表しなければなりません。</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、行政手続に関し必要な事項は、別に定めます。</p>			
(行政評価)	<p>第21条 執行機関は、総合計画に基づく施策等について、中立かつ公正な基準のもと、行政評価を行うとともに、必要に応じて外部評価を取り入れます。</p> <p>2 執行機関は、前項の規定による行政評価の結果を公表します。</p>			
(附属機関等の委員の選任)	<p>第22条 執行機関は、審議会、審査会、調査会等の委員（以下「委員」といいます。）を選任する場合は、その全部又は一部の委員について、公募により選任します。ただし、法令等の定めによる場合その他正当な理由がある場合は、この限りではありません。</p>	<p>市の主な取組状況で、H25.3末の女性委員選任割合が記載されているが、最新が知りたい。 → 次回委員会までに確認する。</p> <p>H28.12.1で28.2% (H25.3末: 28.0%)</p> <p>前回調査から今までの間、選任割合が30%を超えた時期もあったが、審議会や委員会そのものの数も増減があり、影響を受けている。</p> <p>できる限り公募委員や女性委員の選任を増やし、意見を反映させるよう、事務局である協働推進課から関係各課に働きかけをしてほしい。</p>		

章、条の見出し	条文	市民自治推進委員会意見	見直しの 要否	市内部からの課題
(説明責任)	第23条 執行機関は、政策の立案から実施、評価までの各過程において、その経緯、内容、効果等について市民にわかりやすく説明しなければなりません。			
第7章 危機管理				
	第24条 市は、市民の生命、身体及び財産を災害その他の不測の事態(以下「災害等」といいます。)から守るため、災害等に強い都市構造の整備並びに行政及び市民の災害対応力の向上に努めます。 2 市長は、災害等に的確に対応するための体制を整備し、市民生活の安全確保に努めます。 3 市民は、災害等の発生時に自らの安全確保を図るとともに地域において相互に助け合えるよう、連携及び協力体制の整備に努めます。			
第8章 市民意思の表明及び尊重				
(意見等への対応)	第25条 執行機関は、市民からの意見、要望、苦情、相談等(以下「意見等」といいます。)に対して、迅速かつ的確に対応します。 2 執行機関は、寄せられた意見等について、その事実関係等を調査し、適切な対策を講ずるとともに、施策等の改善に反映させるよう努めます。	市職員は、誰にでも公平な扱いをするという意識を持ってほしい。相手によって対応を変える職員がいる。		反映させるよう→反映するよう  → 調査し対策を講じた後に、改善に反映させるという表現がくどく感じるので、「反映させるよう」を削除し、「改善に努めます」にしてはどうか。
(市民政策コメント)	第26条 執行機関は、市民生活に重大な影響を及ぼす計画等の策定及び改定並びに条例等の制定及び改廃を行う場合は、当該事項に関する情報を市民に提供し、意見を求めます。ただし、緊急を要する場合その他正当な理由がある場合は、この限りではありません。 2 執行機関は、前項に規定する意見に対する市の考え方を公表します。 3 前2項に定めるもののほか、意見の聴取に関し必要な事項は、別に定めます。			
(住民投票)	第27条 市は、市政の特に重要な事項について、事案ごとにその都度条例で定めるところにより、住民投票を実施することができます。 2 前項の条例は、それぞれの事案に応じ、投票に付すべき事項、投票のしるし、投票資格要件その他住民投票の実施に必要な事項を定めます。 3 市は、第1項の規定による住民投票を実施した場合は、その結果を尊重しなければなりません。	第1項と第3項の主語が「市は」となっているが、「市長は」でなくてよいのか。 → 法制係に確認する。  <div style="border: 1px solid orange; padding: 5px;">委員長の発言にあるとおり、「市」は執行機関と議会の両方の意味を含めている。議会及び市長の両方に、住民投票の発議権がある。</div>		

章、条の見出し	条文	市民自治推進委員会意見	見直しの要否	市内部からの課題
第9章 国及び自治体等との連携及び協力	<p>第28条 市は、国及び県と対等であり、かつ、協力関係であることを踏まえ、相互に連携を図るとともに、市民全体の利益のために自治の確立に努めます。</p> <p>2 市は、積極的に他の市町村及び関係機関と連携を図り、共通する課題の解決に努めます。</p>			
第10章 市民自治推進委員会	<p>第29条 市に、市長の附属機関として、市民自治推進委員会(以下「委員会」といいます。)を設置します。</p> <p>2 委員会は、参画及び協働の推進に関する事項について調査及び審議し、市長に意見を述べるとともに、市民に公表します。</p> <p>3 委員会の構成、委員の選出その他委員会の運営については、別に定めます。</p>			
第11章 条例の見直し	<p>第30条 市長は、この条例の施行の日から4年を超えない期間ごとに、この条例の基本理念を踏まえて、この条例の各条項が本市にふさわしく、社会情勢に適合したものかどうかを検討します。</p> <p>2 市長は、前項の規定による検討の結果、この条例の見直しの必要があると認めるときは、速やかに必要な措置を講じます。</p> <p>3 市長は、第1項の規定による検討及び前項に規定する措置を行うに当たっては、市民の意見を反映するための必要な措置を講じます。</p>	<p>条例の見直しや改正を随時行うのは当然のことながら、という表現を入れた方がよい。逐条解説を読めば条文の意図は分かるが、条文だけ読んでも分かるようにしておく必要がある。</p> <p>現在の条文は、「3年11か月は見直しをしなくてもよい」という間違った読み方もできる。</p>		<p>自治基本条例は、首長の交代や短期的な社会・経済情勢の変化などに左右されない普遍的な自治の基本理念を定めるものであって、改定ありきの見直しは不要である。例えば住民投票の細則や総合計画の議決の在り方、特定個人情報の扱いなどが見直し議論の対象になったとしても、個別的内容や首長や議会の思想・信条等で考え方が変わるようなものは、別途対応すべきである。</p> <p>→ 見直し条項がなくても見直す必要があれば4年を待たずとも諮問して見直し検討すればよいと思う。それでもあえて4年に一度の見直し規定を設けているのは、条例が形骸化しないため、そして具体的に市政で運用されていくことを明確にするためではないかと思う。</p> <p>現行どおりでよい。</p>

章、条の見出し	条文	市民自治推進委員会意見	見直しの 要否	市内部からの課題
附則				
	この条例は、平成20年10月1日から施行します。 この条例は、平成26年4月1日から施行します。			

【その他 全般に関するご意見】

鳥取市がもっと楽しく豊かにいろいろなことができるようになるためには、人を増やすことではないかと思うが、それに関する記載がどこにもない。

女性登用について、基本は町内会ではないかと思う。女性町内会長や役員を増やすには、意識改革が必要では。仕組みづくりを考えていかなければいけないのでは。条例に入れることか、男女の計画に入れることか、市長が政治的手腕の中で進めることか分からない。条例に馴染むか馴染まないか、学識経験者に聞きたい。

まちづくり協議会の位置づけがどこにもない。市民は、自治会と地区公民館とまちづくり協議会の三者の位置づけが分かっていない。

→ 市としてもっときちんとまちづくり協議会を位置づけ、どのような機能を持たせるか、どういった性質のものか、目的は何でどういったもので構成されるのかといった部分を、発足当時に明確にしてスタートさせるべきだったと考えている。自治基本条例で謳うのかどうかは別として、協働のまちづくりガイドラインや地区公民館の活用の基本方針の作成の中で検討する必要があるのではと感じている。

「協働」という言葉や「市と市民が協働で」といった記載が出てくるが、どこまでが市の範囲でどこからが市民の範囲なのかなど、線引きがあやふやな部分がかかなりある。条文の中で線引きすることは非常に難しいとも思うが、運用の中ではきっちりしなければ、役を受けてくれる人もだんだんいなくなってくると思う。

現在、市議会が「議会基本条例」を作成中だと思う。自治基本条例第9条と第10条に議会や議員について記載されているので、それぞれに書かれていることがずれないように注意してほしい。